

奨学金の返済を支援します！



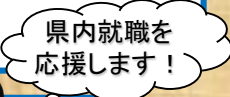
長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

募集対象 (いずれにも該当する方)

- ①平成30年4月に大学等へ進学(高等専門学校生が第3学年から第4学年に進級する場合等を含む)予定の高校生等で、対象奨学金を受給する方
 - ②大学等又は大学院を卒業後、長崎県内の製造業、建設業、観光関連産業、保険業・金融業等へ就職を希望する方
- ※紙面の都合上概要のみを記載していますので、詳細は県のHPに掲載されている「募集要項」を十分ご確認ください。

支援額

大学等卒業後、**6年間**、対象業種の長崎県内の企業(事業所)に就職し、かつ県内に居住した場合、**奨学金返済額の1/2を支援します(150万円が上限)**



平成29年10月31日現在

奨学金返済アシスト企業



この事業は、事業趣旨にご賛同いただいた県内外の多くの企業や個人からの寄付を財源の一部として実施しています。そのうち、一定額以上のご寄付で公表についてご了承いただいた企業様をご紹介します(五十音順)。

- ・アイワ医科工業(株)
- ・アリアケジャパン(株)
- ・有田工業(株)
- ・(株)池田工業
- ・イサハヤ電子(株)
- ・石川可鍛製鉄(株)
- ・(株)梅村組
- ・ANAテレマート(株)
- ・SGエキスパート(株)
- ・大阪鋼管(株)
- ・(株)大島造船所
- ・粕谷製網(株)
- ・(株)カネミツ
- ・キャノン(株)
- ・九州労働金庫長崎県本部
- ・協和機電工業(株)
- ・西海陶器(株)
- ・(株)ジェットー
- ・(株)十八銀行
- ・信越石英(株)
- ・(株)新田鉄工所
- ・(株)親和銀行
- ・伸和コントロールズ(株)
- ・住商エアバッグ・システムズ(株)
- ・ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)
- ・大新技研(株)
- ・中興化成工業(株)
- ・チューリッヒ保険会社
- ・(株)チョープロ
- ・(株)ツジデン
- ・(株)ナカガワ
- ・(株)ナカタ・マックコーポレーション
- ・日本紙器(株)
- ・日本ビソー(株)
- ・日本保険サービス(株)
- ・本田商會(株)
- ・松尚(株)
- ・(株)ミスズライフ
- ・三菱電機(株)長崎支店
- ・三菱長崎機工(株)
- ・宮本電機(株)
- ・(株)メモリード
- ・(株)メモリード・ライフ
- ・メルコアドバンスデバイス(株)
- ・湯川王冠(株)
- ・菱計装(株)

☆お問い合わせ先・応募先☆

長崎県 産業労働部 産業政策課 (担当:産業人材育成班)
〒850-8570 長崎市江戸町2-13

奨学金返済アシスト 



長崎市尾上町3-1 (平成30年1月以降はこの住所をご使用ください)

電話 095-895-2731 FAX 095-895-2579 メール ashisuto@pref.nagasaki.lg.jp

◆募集対象者

平成30年4月に大学等※注意1へ進学(高等専門学校生が第3学年から第4学年に進級する場合等を含む)予定の高校生等※注意2で、対象奨学金を受給する者

◆応募要件(いずれかに該当する者)

大学等又は大学院を卒業後、次の①～④の業種毎に定める要件を満たした上で、**正規雇用**による当該業種の県内事業所への就業及び県内定住を希望する者(公務員は対象外)

- ①理学、工学の分野を修め、製造業の製造技術者としての就業を希望する者
- ②情報の専門分野を修め、製造業または県と立地協定を結んだ保険業・金融業等※注意3に情報処理・通信技術者としての就業を希望する者
- ③県が定める専門の学科等を修め、建設業の建築・土木・測量技術者としての就業を希望する者
- ④県が定める専門分野を修め、観光関連産業への就業を希望する者

◆募集人数

50名程度(別途募集する大学生等含む)

◆支援額(上限額150万円)

大学等及び大学院在籍中に受給した対象奨学金の返済額(利息を除く)の2分の1以内

◆対象奨学金

- ①日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金
- ②長崎県育英会の大学等育英事業
- ③母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金及び就学支度資金

◆支援方法

就職から3年経過後に支援金の1/2を、さらに3年経過後に残りを、県から奨学金貸与機関に対し直接支払います。

◆応募〆切・応募方法

- ・ **平成30年3月12日(月)**
- ・ 必要書類を応募先まで持参又は郵送してください(メールでの提出は不可)
- ・ **※応募にあたっては、必ず「募集要項」をご確認ください。**

◆支援候補者の認定

書類により選考し、平成30年4月上旬を目処に結果を文書で通知します。

※注意1 大学、短期大学、高等専門学校(第4～第5学年、専攻科)、専門学校(専修学校専門課程)

※注意2 「高校生等」とは、①県内高校の在籍者または卒業生 ②保護者が県内に居住している県外高校の在籍者または卒業生③本人または保護者が県内に居住している高等学校卒業程度認定試験合格者を指します。

※注意3 「県と立地協定を結んだ保険業、金融業等」には、BPO(Business Process Outsourcing: 自社の業務プロセスの一部を継続的に外部の専門的な企業に委託すること)業務や、シェアードサービス(グループ企業や企業内の事業部ごとの人事・経理・総務等の間接業務・サービスを1ヶ所に集約・標準化すること)業務を行う企業(事業所)が含まれます。

※注意4 支援対象者と認定され、大学等入学後に日本学生支援機構第一種奨学金の在学採用に申し込む場合、貸与基準に合致すれば、他の基準適格者に優先して推薦されます。

※注意5 支援候補者に認定されても、注意4も含め対象奨学金が必ず借りられたり、県内企業(事業所)への就職が保証されたりするものではありませんのでご承知おきください。